

埼玉県産業技術総合センター貸研究室利用者選考委員会設置要綱

(最終改正 令和3年1月27日)

(設置)

第1条 埼玉県産業技術総合センター（以下「センター」という。）管理規則第2条第6項の規定に基づき、貸研究室の利用に係る許可をするに当たり、適正かつ公正を期するため、センター貸研究室利用者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 選考委員会は、センター長が依頼する委員をもって構成する。

2 委員長は、センター長とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、連続して2期を超えて再任されることはできない。

(審査事項)

第4条 選考委員会は、貸研究室を利用しようとする者の適格性の審査及び選定に関することを審議する。

(会議)

第5条 委員長は、選考委員会を招集し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

3 選考委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、利用申請者又はその関係者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

5 委員長は、やむを得ない事情がある場合には会議を文書等による方法に代えることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、本業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、センター企画・総務室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月31日から施行する。

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

この要綱は、平成21年6月9日から施行する。

この要綱は、平成22年6月9日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年11月4日から施行する。

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。